

市報ぎょうだ  
**Gyodda**  
CITY PUBLIC RELATIONS

December. 2021

**12**

No. 906

行田市消防署

火の用心!!



# 冬は火災に要注意!

— 大切な命や財産を守るため火災予防を徹底しましょう —

冬は暖房器具の使用が増え、さらに乾燥や強風といった出火・延焼の起こりやすい条件が揃います。また、新型コロナウイルス感染症対策のため外出が減ることから、住宅での出火の危険性が高まります。一人一人が火災予防を徹底し、自分や大切な家族の命と財産を守りましょう。



## 出火原因第1位は「たばこ」

令和2年の全国の総出火件数3万4千691件を原因別にみると、1位は「たばこ」で3千104件(8.9パーセント)、2位は「たき火」で2千824件(8.1パーセント)、3位は「こんろ」で2千792件(8.0パーセント)の順となっています。

本市では、令和2年の出火原因で「たばこ」は1件だったものの、令和元年は総出火件数26件のうち4件で「たばこ」が1位(「放火の疑い」と同数)となっていました。たばこ火災の大きな特徴として無炎燃焼があります。無炎燃焼とは、言葉どおり炎を伴わずに燃えている状態のことです。長い時間にわたって燃え続けるので、燃えていることに気が付きにくい傾向があります。また、密閉された空間では、人体に有毒な一酸化炭素を発生させることもあります。

## 冬から春が火災のピーク

火災の月別出火件数は、12月から4月の間に多い傾向があります。これは、冬から春にかけて乾燥が続く上に、風が強い季節だからです。着火しやすくなる乾燥と燃え広がる原因になる強風という条件が重なるため、これからの季節は特に注意が必要です。

## 火災が起きる時間は昼間が多い

火災は夜間の寝ている時間帯が多いと思われがちですが、実は午前9時〜午後7時の時間帯に多い傾向があります。日中に火災が発生してしまう原因の一つとして、電気の使用量が夜間に比べて多いことが挙げられます。電化製品は、年月が経つうちに、摩擦、腐食、その他の原因で絶縁不良などを起こして、発煙・発火に至る場合があります。



## 火災による損害額

全国で1年間を通しての火災による損害額は約850億円であり、1件当たりの損害額は約200万円といわれています。このことから、火災は命の危険だけでなく、多くの財産を失う可能性があるのです。

## 火災情報をすぐ知るために

### ●火災情報自動音声サービス

火災に対する不安を解消できるよう火災発生時に火災の場所を知らせるテレホンサービスです。

電話番号：0180-99-4419

### ●浮き城のまち安全・安心情報メール

市民の生命や財産を脅かす事件が発生した場合、警察署からの情報をもとに、登録された方にメールが配信されるサービスです。市内で火災が発生した場合、消防本部から火災情報を配信します。

**【登録方法】** 事前にドメイン「@mpme.jp」および「@city.gyoda.lg.jp」が受信できるように設定し、携帯電話またはパソコンから次のメールアドレスへ空メールを送信してください。利用者登録用URLが返信されますので、アクセスして登録してください(携帯電話で二次元バーコードを読み込んで登録することもできます)。

①犯罪・不審者、防災・危機管理情報  
gyoda.bouhan@mpme.jp

②火災情報  
gyoda.kasai@mpme.jp



## 住宅用火災警報器の設置は義務です



火災による逃げ遅れを防ぐために本市では、平成23年6月1日から新築・既存に関係なく全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

**設置場所** 寝室、寝室がある階の階段など

**設置効果** 設置していない場合に比べ、死者数と焼損は半減、損害額は約4割減※消防庁調べ

**点検方法** 引きひもを引くものや点検ボタンを押すことで点検できます。

**【正常に作動する場合】**

テスト音が鳴ります(例)「ピピッ!ビュービュー、火事です!火事です!」

**【作動しない場合】**

電池切れの確認

それでも鳴らない場合は、取扱説明書の問い合わせ先へ連絡または新しい住宅用火災警報器との交換をお勧めします。

### ◆手入れ方法

中性洗剤に浸して十分に絞った布で汚れをふき取ってください。

- 注意**
- ・水洗いをしない。
  - ・有機溶剤(ベンジン、シンナーなど)は、使用しない。
  - ・煙の流入口をふさいだり、傷つけたりしない。
  - ・取り外し作業は、安定した台に乗って行う。



定期点検

### 死者の約7割が高齢者

住宅火災による死者数が減少している一方で、高齢者の死者数は年々増加しています。令和2年の住宅火災による死者(放火自殺などを除く)899人のうち、65歳以上の高齢者は645人と7割を超えています。理由の一つが、逃げ遅れによるものです。



消防庁「住宅火災の現状など」をもとに作成

## 住宅火災の発生件数と死者数の推移

消防庁によると、全国の住宅火災の発生件数(放火を除く)は、平成17年の1万7千14件から減少傾向にあり、令和2年は9千582件まで減少しました。死者数放火自殺者を除く)においても平成17年の1千220人から減少傾向にあり、令和2年は899人となりました。減少の要因としては、電気器具やストーブなどの製品における防火安全性性能の向上や平成23年6月から既存住宅での住宅用火災警報器設置が義務化されたことなどが考えられます。



消防庁「住宅火災の現状など」をもとに作成

# 消防職員に聞くQ&A

- Q** 火事を見つけたらどうしたらいいですか。
- A** まずは自分自身の安全を確認してから、大きな声で「火事だ!」と叫ぶなどの方法で人を集めてください。集まってくれた人に役割分担(避難誘導担当と初期消火担当)をお願いしましょう。その後、すぐに119番通報をしてください。
- Q** 火事を通報する119番では、何を伝えればいいですか。
- A** 最初に必ず「火事です」と伝えてください。次に住所、目標となる建物、交差点、橋や公園の名前などできるだけ多く伝えてください。自宅の電話以外にスマートフォンなどの携帯端末からでも「119」で消防へ通報ができます。
- Q** 自宅の手指消毒用アルコールに「火気厳禁」と書いてありますが、これは危ないものですか。
- A** アルコールは、「火に近づけると引火しやすい」「アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く、低いところにたまりやすい」という特徴があります。台所や喫煙場所など、火がある近くでは使用しない。直射日光など、高温になる場所に置かない。このことをしっかり守った上で使用してください。
- Q** 生活の中で特に注意すべきことはありますか。
- A** 最近は電子機器が普及して、モバイルバッテリーなど充電機を所有する方が増えています。使用方法によっては、これらも火事の原因になりますので、次のことに注意し、正しく使用してください。

- ・強い衝撃、圧力を加えない。高温になる環境に放置しない。
- ・膨らんだり変形したりしてしまったものは使用しない。
- ・充電コネクタを含め、水濡れや破損に注意する。



消防本部予防課  
井上 理恵さん

## 消防本部での取り組み

消防本部では、火災予防のため次の取り組みを行っています。

- 火災予防の啓発広報**  
秋の火災予防運動期間(11月9日～15日)に合わせ、11月9日にベルク行田長野店と行田南店で啓発広報を行いました。来店者に住宅用火災警報器の設置促進などの内容が書かれたリーフレットを配布し、防火意識の向上を呼び掛けました。
- 住宅用火災警報器設置・点検促進ポスターの作品募集と掲示**  
本市の火災警報器の設置率が全国と比較して低い状況にあることから、市内の小学4年生に「住宅用火災警報器」を題材にしたポスターを募集しました。総計554人の応募があり、金賞に選ばれた2作品は秋・春季火災予防運動のポスターとして採用し、期間中、市内の公共施設や事業所に掲示していただきました。
- 消防車による市内巡回の防火広報**  
毎週火曜日をはじめ、強風など火災が発生しやすい気象時や火災予防週間中、歳末特別警戒中などに消防車による市内巡回の防火広報を行っています。
- 出前講座**  
小学生向けの防火教室や大人向けの出前講座を行い、正しい消火器の使い方、火事を未然に防ぐ対策や豆知識をお伝えしています。



火災予防の啓発広報を行う消防職員の様子

## 私たちができる火災予防 ~いのちを守る10のポイント~

### 4つの習慣

<p><b>たばこ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たばこは絶対にしない、させない</li> <li>・灰皿に火の付いたたばこを放置しない</li> </ul>	<p><b>ストーブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周りに燃えやすいものを置かない</li> <li>・古い(昨シーズン以前)灯油は使わない</li> </ul>	<p><b>こんろ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使う時は、火のそばを離れない</li> <li>・定期的に清掃する</li> </ul>	<p><b>コンセント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埃を清掃し、不要なプラグは抜く</li> <li>・家具の下敷きになっていないか確認する</li> </ul>
---	--	--	---

### 6つの対策

<p><b>出火防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生を防ぐため、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する</li> </ul>	<p><b>早期覚知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する</li> </ul>	<p><b>延焼拡大防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する</li> </ul>
<p><b>初期消火</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使用方法を確認しておく</li> </ul>	<p><b>早期避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく</li> </ul>	<p><b>地域の助け合い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火防災訓練への参加、個別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う</li> </ul>

### いざというときに! 消火器の使い方

①安全ピンに指を掛け、上に引き抜く

②ホースを外して火元に向ける

③レバーを強く握って噴射する

◎**点検ポイント**

- ・安全ピンの外し方はメーカーにかかわらず共通であるため、外し方を確認しておきましょう。
- ・火災の種類によってラベルが異なります。どの火災に適した消火器か確認しておきましょう。
- ・高温多湿を避けて設置し、さびついたり変形したりしているものは専門業者に点検を依頼しましょう。一度安全ピンを抜いた消火器も(噴射してなくても)同様です。

消火器の使い方は動画でもご覧いただけます。

## 消防車のペーパークラフトを作ろう!

表紙に使われている本市のロゴが入った消防車(化学車)・救急車のペーパークラフトは、市ホームページに画像データを掲載しています。ぜひ厚紙などにプリントアウトし、作成してみましょう。

<https://www.city.gyoda.lg.jp/30/03/10/pepakurafuto.html>

**【用意するもの】**

はさみ、カッター、定規、千枚通し(つまようじ)、のり(両面テープ)など

**【注意事項】**

ペーパークラフト作成には、はさみやカッターを使用します。安全に使用し、楽しく作成しましょう。



ペーパークラフト展開図

## 接種済証は大切に保管しましょう

ワクチン接種後に、接種した日時・場所およびワクチンの情報が記載された「接種済証」が発行されます。この接種済証により、いつ、どこで、どのワクチンを接種したのかが分かりますので、大切に保管してください。



クーポン券(接種券)

なお、接種券を持たずに接種を受けた場合は「接種記録書」となります。

また、紛失、破損などの場合は、保健センター(☎553-0053)まで問い合わせください。

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証(臨時)

※クーポン券(接種券)右下部分

## 新型コロナワクチンの初回接種(1回目・2回目接種)を受ける方へ

新型コロナワクチンの初回接種(1回目・2回目接種)は、11月21日以降、接種会場を縮小しています。

体調不良などで2回目の接種ができなかった方、これから接種を希望される方、これから12歳になる方は、次の会場で接種が可能ですので、接種の予約をしてください。

- ▶場所 行田中央総合病院(富士見町2-17-17)
- ▶持ち物 クーポン券(接種券)、本人確認書類、予約票、母子健康手帳(妊婦のみ)
- ▶予約方法 ①LINE、②インターネット、③電話(予約専用コールセンター)のいずれか
- ▶お願い 上記医療機関への問い合わせはお控えください。

### これから12歳になる方

新型コロナワクチンは、12歳に到達した方から接種することができます。これから12歳になる方に対しては、12歳になった月の末日に、クーポン券(接種券)および「接種予約のご案内」を送付します。お手元に届きましたら予約をしてください。

## ワクチン接種を受けていない人への差別はやめましょう

新型コロナワクチンの接種を受けることは強制ではありません。感染症予防の効果と副作用のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただくこととなります。

体質や持病などさまざまな事情により、ワクチンを接種できない人もいます。接種していない人に対して、接種の強制や差別、不利益な取り扱いを行うことのないよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



## ワクチン接種後も感染予防対策をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100パーセントではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、ワクチン接種後も感染予防対策の継続をお願いします。

### 継続が必要な感染予防対策

密集場所

密接場面

密閉空間

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避

マスクの着用

石けんによる手洗い

手指消毒用アルコールによる消毒の励行

## 問い合わせ

- 接種時期・場所、接種券について  
行田市新型コロナワクチン接種コールセンター(相談センター)  
☎556-1115  
受付時間: 午前9時~午後5時(当面の間、土・日曜日、祝日も実施)
- ワクチン接種後の副反応について  
埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口  
☎0570-033-226(ナビダイヤル)  
受付時間: 24時間対応(土・日曜日、祝日も実施)
- その他、ワクチン接種について  
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
☎0120-761-770(フリーダイヤル)  
受付時間: 午前9時~午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

※接種予約のためのコールセンターの電話番号は、「接種予約のご案内」に記載しています。

▶問い合わせ 保健センター☎553-0053

# お知らせ 新型コロナウイルスワクチン接種

掲載内容は11月18日現在のものですので、状況により変更となる場合があります。



最新情報は市ホームページでご確認ください。

## 新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)について

このたび、国において、新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)の方針が示されました。これを踏まえ、本市においても追加接種を進めていきます。

### ●国の追加接種方針

接種対象	新型コロナワクチンの初回接種(1回目・2回目接種)を受けた18歳以上の方
接種回数	1回
使用するワクチン	1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社ワクチン)を用いる
接種時期	2回目の接種を完了してから概ね8カ月以上後

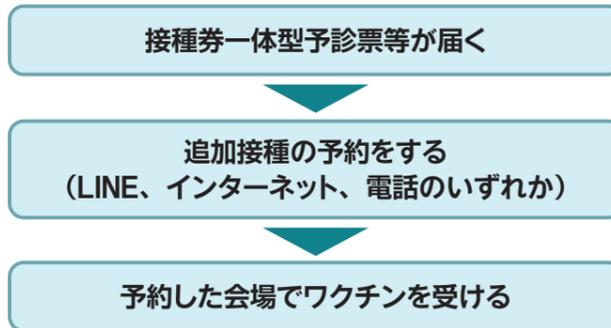
※今後のさらなる科学的知見を踏まえた検討により、見直される場合があります。

### ●予約方法

追加接種用の発送物が届きましたら、接種予約が可能です。同封の「接種予約のご案内」に沿って、「LINE」、「インターネット」、「電話」のいずれかにより予約してください。

なお、追加接種の会場は、決まり次第、市報ぎょうだや市ホームページなどでお知らせします。

### ワクチン追加接種までの流れ



### 接種予約用LINEアカウントが変更になりました

接種予約に当たり、新型コロナワクチン接種予約用の公式アカウントを変更したため、これまでの「行田市公式LINEアカウント」からの予約ができなくなりました。

つきましては、行田市新型コロナワクチン接種予約のアカウントを改めて登録する(友だち追加)する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※予約用LINEアカウントの変更のみで、予約方法などは以前と変更ありません。

〈登録(追加)方法〉  
右の二次元コードをスマートフォンで読み込み、「友だち追加」をしてください。



### ●追加接種用の発送物

追加接種の対象となる方には、順次、次の発送物をお送りします。

- ①接種券一体型予診票
- ②予防接種済証
- ③追加接種(3回目接種)のお知らせ
- ④接種予約のご案内

### ①接種券一体型予診票



この部分が3回目の接種券です

※初回接種時とは異なり、接種券と予診票が一体化されました

### ②予防接種済証



※1回目・2回目の接種記録が印字されます



### ●本市に転入された方は申請が必要です

他の市区町村でワクチンを2回接種した後に本市に転入された方は、本市で接種記録が確認できないため、接種者本人の申請により接種券一体型予診票を発行することとなります。保健センター(☎553-0053)までご連絡ください。



# 市役所および関連施設の年末年始の休業・休館

## 市役所・南河原支所

12月29日(水)～1月3日(月)  
※1月2日(日)の日曜開庁は休業となりますのでご注意ください。

▶問い合わせ 企画政策課(内線308・312)  
南河原支所 ☎557-0001

## 総合福祉会館「やすらぎの里」

社会福祉協議会	12月29日(水)～1月3日(月)
総合福祉会館貸館	12月29日(水)～1月3日(月)
機能回復訓練(訓練室)	12月29日(水)～1月3日(月)
機能回復訓練(プール)	12月25日(土)～1月7日(金)

▶問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

## 福祉関係の施設

老人福祉センター「大堰永寿荘」	12月27日(月)～1月4日(火)
老人福祉センター「南河原荘」	12月27日(月)～1月4日(火)
障害者福祉センター	12月29日(水)～1月3日(月)
児童センター	12月29日(水)～1月3日(月)
きっすプラザあおい	12月29日(水)～1月3日(月)

▶問い合わせ 老人福祉センター「大堰永寿荘」 ☎557-2486  
老人福祉センター「南河原荘」 ☎557-2105  
障害者福祉センター ☎553-2181  
児童センター ☎554-5706  
きっすプラザあおい ☎553-5701

## 教育関係の施設

中央公民館	12月29日(水)～1月3日(月)
図書館	12月27日(月)～1月3日(月)
教育研修センター	12月29日(水)～1月3日(月)
郷土博物館	12月29日(水)～1月3日(月)
地域公民館	12月29日(水)～1月3日(月)

▶問い合わせ 中央公民館 ☎556-2649  
図書館 ☎556-4227  
教育研修センター ☎556-6458  
郷土博物館 ☎554-5911

## スポーツ関係の施設

総合体育館 総合公園(野球場、庭球場、弓道場) 富士見公園(野球場、庭球場) 門井球場	12月29日(水) ～1月3日(月)
市民プール 市民プール(会議室)	12月23日(木) ～1月7日(金)

▶問い合わせ 行田グリーンアリーナ ☎553-3377  
市民プール ☎555-2455

## コミュニティー関係の施設

コミュニティーセンターみずしろ	12月29日(水)～1月3日(月)
コミュニティーセンターみずしろ分館	
コミュニティーセンター南河原	

▶問い合わせ コミュニティーセンターみずしろ ☎554-6797  
コミュニティーセンターみずしろ分館 ☎554-6797  
コミュニティーセンター南河原(地域活動推進課・内線253)

VIVAぎょうだ	12月29日(水)～1月3日(月)
----------	-------------------

▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

地域交流センター 南河原隣保館	12月29日(水)～1月3日(月)
--------------------	-------------------

▶問い合わせ 地域交流センター ☎559-1399  
南河原隣保館 ☎557-3334

## 商工・観光関係の施設

商工センター JR行田駅前観光案内所 忍城バスターミナル観光案内所 観光物産館ぶらっとぎょうだ	12月29日(水)～1月3日(月)
--	-------------------

▶問い合わせ 商工観光課(内線382・383)

## その他の施設

産業文化会館	12月29日(水)～1月3日(月)
はにわの館	12月27日(月)～1月5日(水)
シルバー人材センター	12月29日(水)～1月3日(月)
古代蓮会館	12月26日(日)～1月3日(月) ※1月1日(日)は迎春企画のため午前6時～9時は特別開館(午前6時～7時30分は要事前申し込み。午前7時30分～9時は申し込み不要)
古代蓮の里売店	12月26日(日)～1月4日(火)
古代蓮の里うどん店	12月26日(日)～1月4日(火)

▶問い合わせ 産業文化会館 ☎556-6371  
はにわの館 ☎559-4599  
行田市シルバー人材センター ☎556-5221  
古代蓮会館 ☎559-0770

## 斎場

	12月28日(火)	12月29日(水)	12月30日(木)	12月31日(金)	1月1日(土)	1月2日(日)	1月3日(月)	1月4日(火)	1月5日(水)
火葬	○	○	○	×	×	×	○	○	×
式場	○	○	○	×	×	×	○	○	×
通夜	○	○	×	×	×	×	○	○	×

※○印は行う業務、×印は休業となる業務  
※年末・年始の霊安室は利用不可

▶問い合わせ 市民課(内線242)

## 市内循環バス

運休期間	12月29日(水)～1月3日(月)
------	-------------------

▶問い合わせ 交通対策課(内線284)

## デマンドタクシー

運休期間	12月29日(水)～1月3日(月)
------	-------------------

▶問い合わせ 交通対策課(内線284)

## 水道業務

休業期間	12月29日(水)～1月3日(月)
------	-------------------

▶問い合わせ 水道課 ☎553-0131

## 環境課関係の業務

可燃ごみ	12月29日(水)～1月3日(月) ※12月30日(木)は全地区臨時収集します
不燃ごみ	12月29日(水)～1月3日(月) ※12月30日(木)は月・木地区のみ臨時収集します(火・金地区は臨時収集なし)
粗大ごみ・有害ごみ・資源物	12月29日(水)～1月3日(月)

※ごみ収集日は地区により異なりますのでご注意ください  
※小針クリーンセンターおよび粗大ごみ処理場への直接搬入は、12月29日(水)～1月3日(月)は不可  
※臨時収集日は、必ず当日の午前8時30分までに集積所へ出してください

▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530

## 12月1日～14日 冬の交通事故防止運動実施中

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなることから、交通事故の多発が懸念されます。一人一人が交通ルールを守り、思いやりと譲り合いの運転マナーを実践し、交通事故をなくしましょう。

### 県重点目標

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶および危険運転などの防止

### 市重点目標

- 高齢歩行者と自転車の交通事故防止…高齢歩行者と自転車は、夕方から夜間に外出する際は、反射材や明るい色の服装を心掛けましょう。ドライバーは、早めにヘッドライトを点灯しましょう。

▶問い合わせ 交通対策課交通安全担当(内線283)

## 防災訓練を実施しました



避難所開設訓練の様子

11月6日、県立総合教育センターで行田市防災訓練を実施しました。

この日は、市内自治会から142人が参加。各地区における自主防災力を強化するため、防災資機材の取り扱いや備蓄食料に関する講話、身近なものを使った応急手当、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所の開設訓練などを行いました。

市では、今後も市内の自主防災力強化に努めていきます。

▶問い合わせ 危機管理課危機管理担当(内線282)

▼問い合わせ 人権推進課人権同和対策担当(内線222)



吉野 美の里 氏

私たちの基本的な人権の擁護や自由人権思想の普及などのために活動している人権擁護委員の吉野美の里氏(南河原)は、9月30日をもって任期満了となりましたが、引き続き人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員の任期は3年で、10月1日付けで法務大臣から委嘱を受けました。

人権擁護委員に委嘱されました

## 足袋のまち行田! お支払いは キャッシュレス決済でお得にキャンペーン

▶対象となる決済方法  
PayPay

▶期間 12月1日(水)～31日(金)

▶対象 市内のキャッシュレス還元事業対象店舗でPayPayで決済(支払い)を行った方

▶対象店舗 市内のPayPay加盟店のうち大手チェーン(コンビニエンスストアなど)を除いた中・小規模店舗で本キャンペーンのステッカー、ポスターが掲示してある店舗

▶ポイント還元率 決済金額の最大20パーセント

▶ポイント還元上限

【1回当たりの付与上限】2,000円相当ポイント

【期間中の付与上限】10,000円相当ポイント

キャッシュレス決済アプリでお買い物するまでの4STEP

①スマホにアプリを入れる

アプリケーションストア(iPhoneの方はApp Store、Androidの方はGoogle Play)からスマートフォンにキャッシュレス決済アプリ(PayPay)をダウンロードしてください。

②利用設定をする

アプリ内の手順に従い利用設定をしてください。

③チャージをする

現金や銀行口座などからチャージをしてください。

④利用開始

全ての利用設定が完了したら対象店舗で決済(支払い)してください。

▶問い合わせ 商工観光課(内線383)

# 12月3日～9日は障害者週間です

障害者基本法では、障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現するため、障害者週間を設けています。



## 「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)をご存じですか

この法律は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

国の行政機関・地方公共団体などや民間事業者に対し「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

### ●「不当な差別的取り扱い」とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

- (例) ・「障がい者は契約できない」などと言って対応しない。  
・障がい者本人を無視して介助者にだけ説明する。

### ●合理的配慮とは

社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度など(社会的障壁)があります。この社会的障壁を取り除くために配慮を求められたときは、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮が求められています。

- (例) ・障がいの状況に合わせて、意思を伝え合うために絵や写真のカードを使う。  
・書類を読み上げて説明したり、筆談などで対応したりする。  
・車いすで段差を上るため、従業員が手伝ったり、段差のないルートを案内したりする。

この法律の一部が改正(令和3年6月4日公布)され、政令で定める日から施行となります。これにより事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、現行の努力義務から義務へと改められます。

## 障がいのある人の就労支援を

障がいのある人が地域の中でその適正と能力を発揮していきいきと働くことは、経済的な自立だけでなく、精神的な自立と生きがいに満ちた生活と密接に関わっています。第4期行田市障がい者計画においても、主要施策として一般就労の促進や福祉的就労の充実などを掲げています。

### ●福祉的就労とは

障がいのある人が障がい福祉サービス事業所や作業所などでパンやクッキーなどの食品、アクセサリーや雑貨などの製品を作ったり、清掃、除草や軽作業などに従事したりすることを福祉的就労といえます。このような製造・販売、作業などの仕事は、障がいのある人の自立を支援するとともに、社会参加の促進につながっています。市役所本庁舎ロビー(各種障がい福祉サービス事業所など)や「みらい」内(福祉の店「きゃんぱす」)でも販売を行っています。ぜひお立ち寄りください。

※販売スケジュールなど詳細は福祉課へ問い合わせください。

障害者週間を機会に、障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け取り組んでいきましょう。

▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)



## 自衛官募集相談員を 委嘱しました

11月8日に自衛官募集相談員として、次の方々が行田市市長および防衛省自衛隊埼玉地方協力本部長との連名により委嘱されました。

募集相談員の方々は、自衛官の募集広報活動に協力しています。自衛官の応募に関してぜひ相談ください。



左から石井市長、仲氏、梁瀬氏、神津埼玉地方協力本部副本部長

▼自衛官募集相談員(敬称略)  
仲 茂 (若小玉)  
梁瀬里司 (棚田町)  
▼問い合わせ 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎52214855  
または総務課総務法規担当(内線216)

## 医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対 象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成事業	市内に住所を有し、健康保険に加入している、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数が掛かります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。</li> <li>保護者名義の預金通帳</li> <li>個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書</li> </ul> など ※代理人が申請する場合は、あらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成事業	①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳A・A・Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあった方で、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳</li> <li>健康保険証</li> <li>預金通帳</li> <li>個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書</li> </ul> など ※代理人が申請する場合は、あらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以後、最初の3月31日まで)。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>預金通帳</li> <li>個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書</li> </ul> など

▶受給資格の始期 原則、申請日。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、誕生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月29日(水)～令和4年1月3日(月))に出生届を提出される方で、誕生日から15日目目が年末年始の閉庁日である場合、誕生日にさかのぼれる申請日は、1月4日(火)のみとなります。4日を過ぎてしまうと、申請日以降の医療費のみ助成となります。ご注意ください。

### ▶医療費助成できないもの

- ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
  - ・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
- ※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

## 防災行政無線を活用した防犯メッセージの放送をしています

市では、平成17年度から小学校低学年の児童が下校する時刻に合わせて防災行政無線を活用し、防犯メッセージを放送しています。

防犯メッセージは、子供たちを犯罪の被害から守るため、市民の皆さんに児童の安全に対する意識を高めていただくとともに、児童自身にも防犯の意識を持たせることを目的としています。多くの市民の方が、午後2時40分の放送を合図にボランティアや散歩などで通学路に出て、子供たちの下校時の見守りをしています。今後も引き続きご協力をお願いします。

▶問い合わせ 学校教育課指導担当(内線5304)



下校を見守るボランティアの方々

## ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、次のようなひとり親家庭などに対する支援を行っています。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害者の場合で、18歳までのお子さん(おさんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に対して、児童扶養手当を支給しています。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、支給資格者や生計を一にしている扶養義務者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは父母に代わってそのお子さんを養育している方に支給します。

- ・父母が婚姻を解消したお子さん
- ・父または母が重度の障害の状態にあるお子さん
- ・父または母が死亡したお子さん
- ・父または母に1年以上遺棄されているお子さん
- ・父または母が1年以上拘禁されているお子さん
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- ・婚姻によらないで懐胎したお子さん

※障害年金を受給している方で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金や障害厚生年金(3級)のみを受給している方で、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分が手当として支給されます。

●次のような場合には受けられません。

- ・申請者やおさんが日本国内に住所を有しないとき
- ・おさんが児童福祉施設などに入所しているとき
- ・父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合を含む)

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

●次のような場合には受けられません。

- ・申請する方やおさんが日本国内に住所を有しないとき
- ・おさんが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・おさんが児童福祉施設などに入所しているとき

### ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育期間中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。

- ・父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したお子さん
- ・婚姻によらないで生まれたお子さん

●次のような場合には受けられません。

- ・生活保護を受給している世帯
- ・保護者の現年度(4月分から7月分の手当は前年度)の市民税所得割が課税されている

▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)

## つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 12月22日(水)～令和4年1月11日(火)※12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は休み

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	場所	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶その他 つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



## 小学6年生まで対象を拡大

## 病児保育所げんきキッズをご利用ください

病児保育所げんきキッズは、保護者の就労などにより、病中もしくは病後回復期にあるお子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わりお子さんをお預かりする施設です。

▶施設名 病児保育所げんきキッズ(小見1401-1 南川げんきクリニック隣)  
☎090-8111-8751

▶対象 乳幼児～小学6年生

▶保育時間 月～金曜日(祝日、年末年始などの期間を除く)午前8時～午後6時

▶利用料金 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料)  
※別途おやつ代200円

▶利用方法

- ①事前に「病児・病後児保育利用者登録書」を病児保育所げんきキッズに提出して利用者登録をしてください。預ける当日でも登録できます。
- ②主治医や小児科医の診察を受けてください。
- ③原則として保育希望日の前日までに予約してください。当日でも空きがあれば預けられますが、来所前に電話連絡をしてください。
- ④利用当日に「病児・病後児保育利用申請書」を提出してください。

▶利用当日に持参するもの

- ①病児・病後児保育利用申請書
- ②健康保険証
- ③子ども医療費受給資格証
- ④医師の処方した薬(昼1回分)
- ⑤薬の説明書
- ⑥着替え(下着を含む)
- ⑦ハンドタオル2枚
- ⑧ビニール袋2枚
- ⑨昼食(症状に合わせたもの)
- ⑩母子手帳
- ⑪ミルク・哺乳瓶(乳幼児のみ)
- ⑫紙おむつ、おしりふき(乳幼児のみ)
- ⑬非課税証明書(非課税世帯のみ)

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



病児保育所げんきキッズ

## 空き家・空き地は適正に管理しましょう

火災が発生しやすい時期を迎えています。放火や自然発火などによる空き家などの火災は、発見が遅れることが多く、隣家を巻き込むなど大火災になる可能性が高くなります。

燃えやすいもの(枯草やごみなど)の散乱や管理されていない家屋が放火の標的になりやすいといわれています。火災を未然に防ぐために次のことに注意してください。

### 空き家の管理

- むやみに人が入れないよう施錠しましょう
- 燃えやすいものを周囲に置かない(放置しない)ようにしましょう
- ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油など)は片づけましょう

### 空き地の管理

- 枯れ草は刈り取り、処分しましょう
- 木くず、紙くずなどの燃えやすいものは置かないようにしましょう
- むやみに入れないようフェンスなどで周囲を囲みましょう

また、屋外の蛇口の配管が凍結し破裂する恐れがあります。水道管の破裂に気付かず水漏れの被害を防ぐため元栓(バルブ)を閉め蛇口を開けて水を抜いてください。

空き家や空き地をお持ちの方は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理しましょう。

▶問い合わせ 建築開発課建築指導担当(内線5616)

## 相続おしかけ講座を利用しませんか

空き家所有者の大半は相続をきっかけとして空き家を引き継いでいます。住む予定がなく放置されがちな空き家の発生を抑制するため、「相続おしかけ講座」を実施しています。「自分に何かがあったとき」「認知症になったとき」家族に負担をかけないためにできることを学びませんか。

本講座は、司法書士・行政書士が相続や認知症への備えや住宅を相続する際のことなど、相続の視点で空き家対策の必要性を分かりやすく説明します。講師派遣にかかる費用は無料です。自治会やいきいきサロンなど、団体に申し込みください。

▶問い合わせ 建築開発課建築指導担当(内線5616)

## 空き家等バンクに登録しませんか

市では、空き家・空き地を売りたい・貸したい方から提供を受けた物件の情報を登録し、市ホームページで広くお知らせし、「売りたい(貸したい)方」と「買いたい(借りたい)方」双方の橋渡しを行っています。なお、物件の活用相談や契約交渉などの仲介は、市と協定を締結している「公益社団法人埼玉県宅建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部」に属する業者が行うので安心です。

### ポイント1

住宅に限らず全ての建築物と空き地が対象(ただし農地を除く)

### ポイント2

現在使用している物件でも近く使用されなくなる予定の物件も受付可

### ポイント3

状態が良くなくても、不動産のプロが活用相談に応じます

### 空き家・空き地を売りたい・貸したい方

活用相談、登録申請ができる方は、空き家などに係る所有権その他の権利により空き家などの売却、賃貸などを行うことができます(宅建物取引業者を除く)。

▶申請方法 申請前に相談を受ける必要があります。活用相談申請書および活用相談カードに必要事項を記入し、直接または郵送により建築開発課へ提出してください。  
※提出書類は同課で配布している他、市ホームページからも入手できます。

### ▶活用相談および登録ができる空き家など

【空き家】 市内に所在する建築物その他の工作物および敷地であり、現に使用されていないものや近く使用されなくなる予定があるもの

【空き地】 市内に所在する土地であり、現に使用されていないものや近く使用されなくなる予定があるもの(市街化調整区域内の農地を除く)

### 利用を希望する方

▶申請方法 利用申請書に必要事項を記入し、利用する方の本人確認書類の写しを添付して、持参または郵送により同課に提出してください。  
※提出書類は同課で配布している他、市ホームページからも入手できます。

### 注意事項

- ①物件に関する交渉および売買、賃借などに係る契約は媒介業者が行うものとし、市は関与しません。
- ②交渉や契約などに関する一切の疑義、紛争などは当事者間で解決してください。
- ③契約成立時に仲介手数料が発生します。

▶問い合わせ 同課建築指導担当(内線5616)

## 固定資産税・都市計画税は1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

### 《登記家屋》

①法務局への手続きが完了している場合

法務局から市役所に通知 → 現地確認 → 課税台帳から削除

②法務局への手続きが完了していない場合

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 → 課税台帳から削除

### 《未登記家屋》

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 → 課税台帳から削除

これらの手続きが行われない場合には、家屋の取り壊しが確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布する他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線234)



## 災害ハザードエリアにおける開発抑制に関する都市計画法が改正されました

国では、近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、都市計画法を改正し、市街化調整区域の災害リスクが高いエリアにおける住宅などの開発許可を厳格化します。

### 1.市街化調整区域の開発の厳格化

条例で開発可能な区域を定める場合には、原則として浸水ハザードエリア等を含めてはならないことになりました。

※「浸水ハザードエリア等」とは、水防法による浸水想定区域のうち、洪水が発生した場合に、建物の倒壊、浸水により住民などの生命および身体に著しい危害を生じる恐れがある区域をいいます。

## 市有地の売却価格を改定しました

市が保有する土地(4物件)について、一般競争入札により売却します。市民に限らず、どなたでも参加することができます。「一般競争入札」とは、購入希望者が入札に参加し、市があらかじめ定めた最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。

### ▶売却物件

物件番号	所在	登記地目	地積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)	
1	長野4丁目10番5	宅地	126.59	新	2,876,000
				旧	<del>3,848,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)
2	長野4丁目19番6	宅地	226.21	新	5,067,000
				旧	<del>6,515,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)
3	棚田町1丁目49番1	宅地	157.99	新	7,181,000
				旧	<del>9,388,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)
4	中央8番4	宅地	102.41	新	3,233,000
				旧	<del>3,984,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)

### ▶要領等入札関係資料の配布期間

11月24日(水)~令和4年1月7日(金)  
※土・日曜日、祝日および年末年始(12月29日(水)~令和4年1月3日(月))を除く

### ▶要領等入札関係資料の配布場所

財産管理課(市ホームページからダウンロード可)

### ▶その他 申込期間や入札参加方法など

詳細は、要領を必ずご確認ください。

▶問い合わせ 同課ファシリティマネジメントグループ(内線311)



## ノロウイルスとアニサキス 食中毒に注意しましょう

ノロウイルスによる食中毒は、特に冬季に注意が必要です。以前は、カキなどの二枚貝が原因の多くを占めていましたが、最近ではノロウイルスに感染した人が食品を汚染し、食中毒となる事例が大多数を占めています。ノロウイルスは感染しても症状が出ない場合(不顕性感染)があります。また、症状が治まった後も2週間以上便の中にウイルスが排出される場合もあります。日常的に「手洗いは2度洗い」することを徹底しましょう。

アニサキス食中毒も増加傾向にあります。アニサキスは多くの魚介類にいる寄生虫で、主症状は激しい腹痛です。予防するために、新鮮な魚を選ぶこと、魚を丸ごと1匹で購入した際は、速やかに内臓を除去し、生で内臓を食べないようにしましょう。加熱調理または冷凍(マイナス20度で24時間以上)をするとより有効です。

▶問い合わせ 加須保健所 ☎0480-61-1216



## 納期のお知らせ(12月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)  
市県民税・・・4期  
国民健康保険税・・・6期  
後期高齢者医療保険料・・・6期  
介護保険料・・・6期

納期限 12月27日(月)

- 市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時税務課収納担当で実施しています。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)  
12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
  - ②国民健康保険税
  - ③後期高齢者医療保険料
  - ④介護保険料
- ▶問い合わせ ①税務課市民税担当(内線231)  
②保険年金課国保担当(内線271)  
③保険年金課医療担当(内線227)  
④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

## エコライフDAY2021夏の 結果をお知らせします

エコライフDAYとは、省エネ・省資源など環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけを作る取り組みです。

市では市内の小・中学生とその家族に協力をいただき、7月5日～11日の期間内の一日について実施しました。また、エコライフDAY実施の募集をしたところ、4団体(二持田第一自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田郷土史研究会2012)から応募があり、それぞれ期間を設定し、実施していただきました。

今回のエコライフDAYにより削減できた二酸化炭素の量は1,960,194グラムとなりました。これは約831リットルのガソリンを燃焼させたときに排出する二酸化炭素の量と同じです。

参加区分 ※1	参加数(人)	二酸化炭素削減量(g)	一人当たりの削減量(g)
小学2年生	児童	457	250,785
	家族、教職員	719	378,982
中学1年生	生徒	526	459,762
	家族、教職員	195	179,903
一般	※2	320	283,614
市役所	職員など	507	407,148
合計	2,724	1,960,194	720

※1 参加区分によってチェック項目が異なります。  
※2 一般は4団体(二持田第一自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田郷土史研究会2012)とその他の合計です。団体別の詳細は市ホームページに掲載しています。

▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530

## 下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月27日(月)  
受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303

## 異常水質事故の防止に ご協力ください

機械を扱う際の不注意や施設の老朽化などで油類が流出すると、河川や水路などを汚染する異常水質事故につながります。特に年末年始は、大掃除や施設の再始動により、汚水や廃油の流出事故が発生しやすくなります。事業者の皆さんは、次のことに注意してください。

- 施設の運転停止・始動時のバルブ・スイッチの点検と確認
- グリーストラップの定期的な清掃
- 溶剤、油類、酸・アルカリ廃液など、廃棄物の適正な処理・処分

もし、異常水質事故を見つけた場合は、速やかに県東部環境管理事務所 ☎0480-34-4011 または環境課にご連絡ください。

▶問い合わせ 同課 ☎556-9530

## 各種相談 (12月15日～令和4年1月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急ぎ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	12月21日(火) ※予約は12月1日(火)から	午前9時30分～正午	地域活動推進課(内線252)
		1月13日(木) ※予約は12月15日(火)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	12月20日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター(内線495)
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月12日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月21日(火)、1月11日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

▼問い合わせ 環境課 ☎556-9530

### さしあげます

▷ウエイト ▷ハンドグリップ ▷クリアファイル ▷車型消しゴム ▷電子ピアノ ▷ヘッドホン ▷方眼紙 ▷湯たんぽ ▷炊飯器 ▷バイク用ヘルメット ▷洋服たンス ▷アップライトピアノ ▷足踏みミシン ▷椅子 ▷液晶テレビ ▷ソファ ▷洗濯機 ▷扇風機 ▷寸胴 ▷テーブル ▷電子レンジ ▷タンス ▷通訳機 ▷盆栽用植木鉢 ▷冷蔵庫 ▷犬用柵 ▷女の子用自転車 ▷電動マッサージチェア ▷ディズニー雑貨

### ゆずってください

▷大人用自転車 ▷ミシン ▷ノートパソコン ▷キャリーカート ▷リクライニングチェア ▷ベビーサークル ▷ポータブルDVDプレーヤー ▷子ども乗せ自転車 ▷オープンレンジ ▷乳母車 ▷家庭用耕運機 ▷カセットコンロ ▷掃除機 ▷テント ▷リヤカー

不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行っていただきます。  
なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

## 子どもの健康

### 赤ちゃんクラス(申し込み不要)

**日時** 12月23日(木)午前9時30分～11時  
**内容** お子さんの体重測定や育児相談  
**対象** 4カ月未満のお子さんとその保護者

### 離乳食(初期)教室(要申し込み)

**日時** 12月21日(火)午前10時30分～11時30分  
 (午前10時15分から受け付け)  
**対象** 4～6カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

### 離乳食(中期)教室(要申し込み)

**日時** 12月22日(水)午前10時30分～11時30分  
 (午前10時15分から受け付け)

**対象** 7～8カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

### 乳幼児相談(要申し込み)

**日時** 12月14日(火)午前9時30分～11時30分  
**対象** 就学前のお子さんとその保護者

### 乳幼児健診など

**事業名** 4カ月児健診、離乳食(初期)教室、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診  
**その他** 対象者には通知します。転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。



# 保健案内

保健センター  
 長野2-3-17  
 TEL:553-0053  
 FAX:555-2551



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況により、中止または延期となる場合があります。最新情報は市ホームページでお知らせします。

## 年末年始の急患診療・在宅当番医(12月31日～令和4年1月3日)

**診療時間** 午前10時～午後5時  
 (歯科は午前10時～正午)

期日	医療機関名	電話番号	診療科目
12月31日(金)	壮幸会行田総合病院	552-1111	内科・小児科・外科
	荒木医院	559-3102	内科
	古田整形外科医院	553-5221	整形外科
	江原歯科医院	553-3750	歯科
令和4年1月1日(土)	清幸会行田中央総合病院	553-2000	内科・小児科・外科
	行田協立診療所	556-4581	内科
	野口産婦人科	556-4292	内科・婦人科
令和4年1月2日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111	内科・小児科・外科
	行田岡田医院	557-2311	内科・外科
	春山皮膚科クリニック	553-4112	皮膚科
	いちり山歯科医院	556-8895	歯科
令和4年1月3日(月)	壮幸会行田総合病院	552-1111	内科・小児科・外科
	なすクリニック	550-4000	内科
	細沼医院	556-3284	耳鼻科
	江黒歯科クリニック	555-6480	歯科

## 休日急患診療

休日や祝日の急な病気やけがのときは次の医療機関をご利用ください。

期日	医療機関名	電話番号
12月19日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
12月26日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111
1月9日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111
1月10日(月)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
1月16日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000

**診療時間** 午前10時～午後5時  
**診療科目** 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

## #7119(365日24時間対応)

病院に連れて行こうか迷ったときや受診できる医療機関を知りたいときの全国共通ダイヤルです。また、県では、「埼玉県AI救急相談」を実施しています。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>

## 在宅医療窓口

「病気があがるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき

・行田市在宅医療・介護連携支援センター  
 ☎553-2003

・相談時間 午前9時～午後5時  
 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院が知りたい」などの相談があるとき

・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020  
 ・相談時間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

## 特定健診、後期高齢者健診を受診できる医療機関が増えました

12月1日から次の医療機関でも特定健診、後期高齢者健診が受診できるようになりました。

### たけうち呼吸と内科のクリニック

▶所在地 持田3-4-20  
 ▶電話番号 553-7700

特定健診、後期高齢者健診の受診期間は令和4年2月28日(月)までです。期間終了間際は、予約が取れない場合もありますのでお早めに受診をお願いします。

受診を希望する場合には、必ず事前に医療機関に予約方法などをご確認ください。受診の際には、健康保険証と受診券が必要です。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)、医療担当(内線227)

## 要介護認定者の障害者控除認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、65歳以上の要介護認定者で、これらの手帳の交付を受けていない方でも、市が発行する「障害者控除認定書」により、控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、申請が必要になりますので、お早めに申請ください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶対象 65歳以上の要介護認定(要介護1～5)を受けている方で、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当(内線269)

## 特定健診を受診されない方検査データの提供にご協力ください

市では、1人でも多くの方に特定健診の受診をお願いしていますが、医療機関に通院しているため特定健診の受診を希望しないという方には「特定健診に係る診療情報提供事業」の協力をお願いしています。

この事業は、本人の同意に基づき、特定健診と同じ項目の検査結果をかかりつけ医から提供していただくものです。被保険者の方の健康状態を把握することは、市の健康づくり事業を計画するために重要であり、特定健診の受診率にも反映されます。

対象と思われる方には既に案内を発送していますが、案内が届いていない場合でもご協力いただける方は、保険年金課までご連絡ください。

▶実施期間 12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

▶対象 令和3年度行田市国民健康保険特定健診を未受診であり、定期的に医療機関(市外を含む)で血液検査および尿検査をしている方  
 ※改めて検査をする必要はありません。  
 ※検査項目が満たない場合は該当なりません。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

## おとなの健康

### 健康相談(要申し込み)

**日時** 12月24日(金)  
 ※時間は申し込みの際にお知らせします。

**場所** 保健センター  
**内容** 保健師、栄養士、歯科衛生士による食事、生活習慣、歯の健康についての相談

お子さんの健康が気になるときだからこそ、予防接種と乳幼児健診は、遅らせずに予定どおり受けましょう。  
 保健センターや医療機関では、感染予防対策を徹底、実施しています。





今月は、9月29日～10月11日に国立新美術館で開催された一期会主催の「第55回一期展」で埼玉県知事賞を受賞した金子一男さんを紹介します。定年退職後に第二の人生を楽しみたいと、幼い頃から好きだった絵を描くことを決意。市内の美術サークルに妻・芙美代さんと一緒に入会し、切磋琢磨しながら絵を描いてきました。その後、知り合いを通じて芸術大学の講師に月1回ほど描写や表現技法の指導を受け、今では年間10～15枚の



### 美術公募展「第55回一期展」で 埼玉県知事賞受賞

#### 金子 一男さん (旭町・86歳)

ペースで作品を制作しています。絵を仕上げるまでは、体力と集中力が必要不可欠。金子さんは75歳までは社交ダンスやゴルフを続け、今では友人と一緒に歌を歌うことを楽しみにしているように、絵を描くこと以外でもさまざまなことに挑戦することが最後まで筆を持ち続ける支えになっていると年齢を感じさせない明るい笑顔で教えてくれました。

このたび、「第55回一期展」で埼玉県知事賞を受賞した作品『運河沿いの街並み』は、中国蘇州市の風景画。家族で旅行した際に、水に映える昔の街並みに胸を打たれ、100号サイズ(縦1千120×横1千620ミリメートル)のキャンバスに約3カ月の期間で制作しました。色彩よりも構図を第一に考え、たとえ細部でも一筆入れたら、その都度少し離れて全体を見渡すことを意識するとともに、遠近法を用いて運河に沿って街並みがどこまでも続いて見えるように描写したそうです。

「制作に当たって、写真を撮ってそのまま模写するだけでは何の面白みもありません。日常を送る上で目に入るものを全てを題材のヒントにし、自分の色を足すことが芸術であり、それが絵を描くことの醍醐味です。これからも体力が続く限り、絵を描いていきたいですね」と話す金子さん。90歳で自らの個展を開催することを目標としている金子さんの今後の活躍が楽しみです。

### 私の作品

#### 俳句

佐間 西岡 良男

月出ても出なくてもよし月見酒

埼玉 荻原 増夫

桐一葉決意新たに転勤す

城西 榊原しずか

糞虫や風に委ねる幸不幸

矢場 高田みつ子

蔵町に抜け道多し新松子

北河原 小林百々子

思い出の帯のリフォーム菊薫る

藤原町 齋藤雄次郎

妹逝きてコスモスの庭のこしけり

富士見町 鈴木スイ子

出番待つ菊百鉢の兄の庭

荒木 藤田 栄之

糞虫の一糸にたくす余生かな

持田 荻原 義久

果てしなき稲田の朝は馨しく

(三沢 一水 選)

和田 小林 博矣

秋うらら亀の親子の甲羅干し

富士見町 江利川敏夫

米寿とて通過点なりいわし雲

荒木 田村 碧

箱に詰め込む新米と親ごころ

桜町 内村 幸子

天上の父まで届け大輪菊

忍 伊藤 誠一

細々と年金暮し冬に入る

下忍 荒井 王子

菊師には菊師の矜持言拒む

斎条 小林 英与

撮り鉄の定位置覆う草紅葉

長野 新井 澄子

健康のためよと姑は落葉掃く

持田 伊藤 洋子

夫逝きて孤愁しみじみ秋の暮

(三沢 一水 選)

○俳句応募方法 一人3句以内。毎月末日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、はがき・封書で広報広聴課。なお、一部添削して掲載する場合がありますが、不要であれば「添削不要」と記載してください。

## 図書館だより

市立図書館 佐間3-24-7(みらい)内 TEL:556-4227 FAX:555-3770 ホームページ:https://www.lib-gyoda-saitama.jp

開館時間 午前9時～午後7時  
休館日 12月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)  
～令和4年1月3日(月)・11日(火)  
※休館中の圖書の返却はブックポストをご利用ください。(年末年始を除く)

新型コロナウイルス感染症の状況により、予告なく図書館サービスやイベントを変更または中止する場合があります。詳細は図書館ホームページをご覧ください。

### 「第8回行田市立図書館を使った調べる学習コンクール」の受賞者が決定しました

全25作品の応募の中、審査会により次の5作品が賞に輝きました。なお、優良賞の2作品は、公益財団法人図書館振興財団主催の全国コンクールへ出展します。

#### ▶優良賞

- ・栗城芽空さん(泉小学校2年)「アゲハチョウがとびたつその日まで」
- ・室田純里さん(北小学校6年)「塩の不思議～塩と氷で温度を下げてみたら～」

#### ▶奨励賞

- ・新井優羽奈さん(北小学校3年)「ごみはどこに行くのか?」
- ・保田恵那さん(泉小学校1年)「だいすきクオッカしらべたよ」
- ・栗本壮さん(太田西小学校2年)「ゲリラ豪雨から身を守れ」

### 新年!本の福袋

- ▶期 日 令和4年1月4日(火)～9日(日)  
※なくなり次第終了
- ▶場 所 図書館内
- ▶内 容 中身の分からない本の福袋(3冊入り)を貸し出します。
- ▶配布数 【大人向け】30セット、【未就学児向け】20セット、【小学校低学年向け】20セット、【小学校中学年向け】10セット、【小学校高学年向け】10セット
- ▶その他 貸出期間は通常通り

### 定例イベント※図書館で楽しいひとときを※

イベント名	日 時	内 容	対 象	協力団体など	場 所
ボランティアによるおはなし会	12月19日(日) 午後2時	絵本や紙芝居など	幼児・小学生(定員10人)	おしゃべりインコの会	図書館おはなしのへや
	12月25日(土) 午前11時				
	令和4年1月8日(日) 午後2時				
	令和4年1月15日(日) 午後2時				
たまごおはなし会	12月15日(火)、令和4年1月12日(水) 午前10時30分～11時	絵本、手遊び、パネルシアターなど	0歳～3歳児ぐらい(定員6組)		
びよびよおはなし会	令和4年1月9日(日) 午後2時	絵本、紙芝居、素話(ストーリーテリング)など	4歳児ぐらい～小学生(定員10人)	図書館職員	
こっこおはなし会	12月18日(土) 午後2時	絵本の読み聞かせ、工作、折り紙など	小学生(定員10人)		
英語であそぼう	12月19日(日) 午前11時	英語の歌遊びや絵本の読み聞かせ	幼児・小学生(定員10人)	レガスピ キャセリン マナロさん	
子ども映画会	令和4年1月16日(日) 午後2時	けろけろけろっぴの大冒険 ふしぎな豆の木		図書館職員	
図書館シネマ倶楽部	12月26日(日)午後1時30分(午後1時10分開場)	レジェンドハンター(洋画:70分) 監督:ジェームズ・ホエール 出演:ボリス・カーロフ 他	大人を対象としていますが、どなたでも鑑賞できます(定員28人、要予約)	図書館職員	「みらい」映像ホール
ブックスタート	12月22日(水)、令和4年1月5日(水) 午前10時～正午の間	絵本の読み聞かせや育児相談など	市内在住の2カ月以上1歳未満のお子さんとその保護者	NPO法人子育てネット行田	図書館ミーティングルーム

### 年末年始は返却用ブックポストを閉鎖します

年末年始期間中は返却用ブックポストの閉鎖に伴い、資料の貸出期間を延長します。

- ▶閉鎖期間 12月28日(火)午後3時～令和4年1月4日(火)正午
- ▶閉鎖場所 図書館前およびJR行田駅観光案内所の返却用ブックポスト
- ▶資料返却期限 12月14日(火)～19日(日)に貸し出した資料は、貸出日から3週間

### バリアフリー映画会

- ▶日 時 令和4年1月10日(月)午後1時30分(午後1時10分開場)
- ▶場 所 「みらい」映像ホール
- ▶作 品 名 「五徳円のじんせい」(上映時間112分)
- ▶内 容 「五徳円稼いで僕は死ぬ」かつて五徳円の募金で命を救われた望来。彼は「借金」を返して自由になるための旅に出る。(音声ガイドとバリアフリー字幕により目の不自由な方・耳の不自由な方も楽しめます)
- ▶定 員 28人(先着順)
- ▶入 場 料 無料

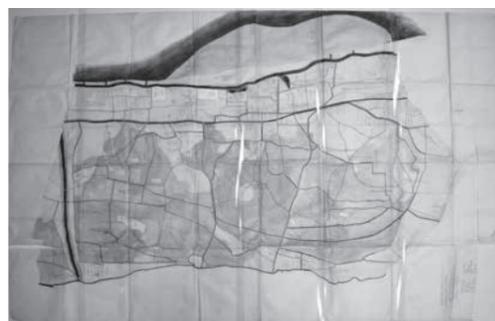
### 今月のテーマ展示

<一般> 埼玉県150周年記念特集  
<児童> おやすみ、いい夢みてね  
※特集は告知なく変更となる場合があります。

## 冬の収蔵品展「ふるさとの絵図」

地図は記号や文字を用いて土地の様子を表現した図のことで、江戸時代から明治時代初めに描かれたものは絵図と呼ばれます。それは多くの色を使い分けて描いたことに由来しており、絵図は観る人の目を楽しませてくれます。郷土博物館には現在、市内全域ではないものの、多数の絵図が収蔵されています。

本展では、ふるさと行田を色鮮やかに描いた絵図に加え、明治期の地租改正以降に作られた地図をあわせて展示し、ふるさとの景観のあゆみを紹介します。



初公開 明治初年ごろ須加村絵図  
(個人蔵・郷土博物館保管)

- ▶ **期 間** 12月11日(土)～令和4年1月16日(日)※1月10日を除く月曜日と12月24日(金)・29日(水)～令和4年1月3日(月)・11日(火)は休館
- ▶ **開館時間** 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- ▶ **場 所** 郷土博物館企画展示室
- ▶ **入 館 料** 【大人】200円 【大学・高校生】100円 【小・中学生】50円 ※団体割引あり
- ▶ **問い合わせ** 同館 ☎554-5911

## ご確認ください イベントなどの中止・延期情報

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・延期となったイベントなどをお知らせします。

なお、「市報ぎょうだ」の掲載の有無に関わらず、一部イベントなどが中止・延期となる場合がありますので、事前に各問い合わせ先にご確認ください。中止・延期が決定したイベントなどは、市ホームページに随時掲載していますので、ご覧ください。



イベントなどの  
中止・延期情報

### 中止となったイベントなど (11月18日現在)

開催日	名 称	実施状況	問い合わせ
12月上旬	行田農業まつり・行田市農産物品評会	中止	農政課(内線386)
12月5日(日)	“浮き城のまち行田”駅伝競走大会	中止	生涯学習スポーツ課 ☎556-8336
令和4年1月8日(土)	令和4年行田市消防出初式	中止	消防本部総務課 ☎550-2119
4月3日(日)	行田市鉄剣マラソン大会	中止	生涯学習スポーツ課 ☎556-8336

## イベント

### つくってあそぼう クリスマスツリー

- ▼ **日時** 12月18日(土)午後1時30分～2時30分
- ▼ **場 所** 児童センター遊戯室
- ▼ **内 容** 自分で作ったクリスマスツリーで輪投げをして遊ぶ。
- ▼ **対 象** 小学6年生まで(未就学児は保護者の付き添いが必要)
- ▼ **定 員** 15人(先着順)
- ▼ **参加無料**
- ▼ **持ち物** はさみ、のり
- ▼ **申・問** 12月2日(木)～14日(火)に電話または直接児童センター ☎554-5706



- ▼ **バトルしつぽとら**  
しつぽとら・つかんで・つかまわれ
- ▼ **日時** 令和4年1月10日(月)午前10時～正午(午前9時30分から受け付け)
- ▼ **場 所** 行田グ

### 第36回行田市 小・中学生将棋大会

- ▼ **日時** 令和4年1月15日(土)午前9時～午後4時
- ▼ **場 所** 中央公民館
- ▼ **内 容** ①【小学校の部・中学校の部共通】個人戦 ②【予選リーグ敗退者】中央公民館長杯③プロ棋士による指導対局など
- ▼ **指 導 者** 矢内理絵子さん(女流五段)
- ▼ **対 象** 市内小・中学校の児童および生徒
- ▼ **参加無料**
- ▼ **持 ち 物** 昼食、マスク着用
- ▼ **後 援** 日本将棋連盟行田支部
- ▼ **申** 各学校に配布する申込書に必要事項を記入の上、12月17日(金)までに同館へ持参またはFAXで提出
- ▼ **FAX** 553-5760 ※受領確認のため送信後、同館に電話してください。
- ▼ **問** 同館 ☎556-2649



矢内理絵子さん(女流五段)

## 広告

ラインアリーナメインアリーナ  
▼ **内 容** 昔からの遊びである「しっぽ取り」に競技性を持たせ、楽しみながら真剣勝負の醍醐味も味わえる1対1の対戦バトル

▼ **対 象** 小学生以上

▼ **定 員** 【個人戦】15人 【チーム戦】12チーム(1チーム3～5人)

▼ **参加費** 【個人戦】一人100円 【チーム戦】一人100円×参加登録人数※いずれも保険料を含む

▼ **共 催** 公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団

▼ **後 援** 行田市、行田市教育委員会

▼ **その他** 当日のボランティアスタッフも募集します。※希望者にはボランティア証明を発行します。

▼ **申** 12月10日(金)から二次元コードを読み取り申し込みください。

▼ **問** レ・クリエーション Gyoda ☎080-1335-0795 【Eメール】recgyoda@gmail.com



【応募フォーム  
リンク用二次元  
コード】

## 広告

### 郵便局かどギャラリー 笑顔・元気 風これくしょん

- ▼ **日時** 12月1日(水)～令和4年1月31日(月)午前9時～午後4時
- ※土・日曜日、祝日を除く
- ▼ **場 所** JR行田駅前郵便局(言里山町13-2)
- ▼ **内 容** 武者絵大凧、六角凧、ミニ凧などの展示
- ▼ **問** 栗原 ☎090-1535-4460



### 忍川クリーンアップ作戦

- ▼ **日時** 12月17日(金)午前10時～11時※雨天中止
- ▼ **場 所** 大長寺忍川側あずまや付近
- ▼ **内 容** 忍川栄橋から旭橋までの600メートル区間のごみを拾い、環境美化活動を行う。
- ▼ **その他** 汚れてもよい服装、長靴、運動靴でご参加ください。軍手、タオル、ビニール袋を配布します。
- ▼ **問** 行田市民大学同窓会忍川環境を守る会小林 ☎080-11095-3764

相談

専門家による  
なんでも相談会

▼日時 12月11日(土)午前10時～正午  
▼場所 VIVAぎょうだ  
▼内容 弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士などの専門家が法律関係、税金、年金、労働問題に応じる。  
▼相談無料  
▼問い合わせ 行田民主商工会 ☎559-3573



県北総合相談センター  
出張法律相談会

▼日時 令和4年1月19日(火)午後1時30分～4時30分  
▼場所 上柴生涯学習センター・上柴公民館(深谷市上柴町西4-2-14)  
▼相談内容 相続、遺言、

募集

自衛官等

自衛官候補生

▼受付期間 12月23日(木)まで  
▼試験日 令和4年1月8日(土)・11日(火)のうち1日および14日(金)・15日(土)のうち1日  
▼試験会場 受付時にお知らせ  
▼対象 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の方  
陸上自衛隊高等工科学校生徒

【一般試験】

▼受付期間 1月14日(金)までのうち1日  
▼試験会場 受付時にお知らせ  
▼対象 中学校を卒業(見込み含む)した17歳未満の男性

▼注意 いずれも試験日および試験会場は変更することがあります。

▼問い合わせ 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎522-4855

第3回えんむすび  
親の会

▼日時 令和4年1月13日(木)午前9時30分～11時30分  
▼場所 VIVAぎょうだ研修室  
▼内容 子どもを結婚させたいと考える親または家族の相談会  
▼参加費 2千円(飲み物、茶菓子代)  
▼申し込み 1月10日(月)までに電話でNPO法人行田結婚支援センター ☎090-3131-8356

講座・教室

NPO法人設立基礎講座

▼日時 令和4年1月25日(火)午後1時30分～4時  
▼場所 春日部地方庁舎3階大会議室(春日部市大沼1-76)  
▼内容 NPO法人の設立方法(目的、要件、手続きなど)、活動報告、

登記、債務整理など  
▼相談方法 面談相談(1組1時間、要予約)  
▼相談無料  
▼主催 埼玉司法書士会  
▼問い合わせ 総合相談センター ☎048-838-7472  
▼問い合わせ 同会事務局 ☎048-863-7861



令和3年度行田市介護に関する  
入門的研修

介護未経験の方の介護分野への参入のきっかけを作ることを目的とし、介護に関する入門的研修を開催します。研修では、介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を全4日間(21時間)の日程で学びます。また研修終了後には、修了証明書をお渡しします。

▶日時 令和4年1月17日(月)～19日(水)・25日(火)  
▶場所 行田グリーンアリーナ2階研修室  
▶事業委託先 株式会社シグマスタッフ大宮支店  
▶問い合わせ 高齢者福祉課(内線223)

スマホの安全教室  
定例勉強会

▼日時 12月27日(月)午後1時～3時  
▼場所 産業文化会館会議室  
▼内容 「無料」の罠と正しいスマートフォン活用の方法を学ぶ。  
▼講師 加納桂輔(セキュリティ問題研究家)  
▼定員 10人(先着順)  
▼費用 3千円  
▼持ち物 スマートフォン・タブレット(無料貸し出しあり)  
▼後援 行田市NPO法人すぎとS  
HOCクラブ加納 ☎080-8080-7616

行田市環境審議会委員

市では、環境行政の円滑な運営を図るため環境保全に関する基本的事項を調査審議する行田市環境審議会を設置しています。

このたび、委員の任期満了に伴い新たな委員を募集します。

- ▶応募資格 18歳以上の市内在住・在勤・在学の方で平日昼間行う審議会(年3回程度)に出席できる方。ただし、次に掲げる方は応募できません。  
(1)応募日現在、すでに本市の委員会などの委員の職にある方  
(2)市職員および市議会議員
- ▶募集人数 2人
- ▶任期 委嘱した日から2年間
- ▶応募方法 令和4年1月11日(火)(必着)までに住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、職業を明記の上、応募理由および環境に関する考え(800字程度)を記入した書類(様式自由)を持参または郵送により提出してください。  
【持参・郵送】〒361-0031 行田市緑町13-12 行田市環境課
- ▶選考方法 書類審査の上、決定します。なお、結果は全員にお知らせします。
- ▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530

道路などの里親に  
なりませんか

市では、歩道や駅前広場などの里親になり、除草、清掃作業および花壇の管理など美化活動に参加いただける地域の方や企業などの団体を募集しています。

また、活動時には、軍手やごみ袋の支給、用具の貸し出し、収集後のごみ処理の支援を行います。さらに、希望する団体には、現地に活動団体名入りの表示板を設置します。

- ▶要件
  - ・構成員数が10人以上
  - ・活動区間が道路などの一定区間(おおむね100メートル)以上
- ▶問い合わせ 道路治水課(内線5714)



道路の除草・清掃作業の様子

広告

広告

# 行田 歴史系譜 333

## 資料がかる 行田の歴史 33

### 天狗党の乱と忍藩

幕末には尊王攘夷をめぐって各藩で激論が交わされましたが、その急先鋒の一つが水戸藩でした。藩主徳川斉昭や藤田東湖らの影響を受け「天狗」と呼ばれた尊攘派の藩士たちは攘夷実行を主張し、元治元年（1864）3月に筑波山で挙兵しました。この争いを天狗党の乱といえます。水戸藩では反天狗派である諸生党が藩政の実権を握ると乱の鎮圧に乗り出し、幕府も関東の諸藩に出兵を命じました。

幕府が鎮圧を命じた諸藩の中に忍藩は入っていませんが、一方で兵糧運搬を担当しました。この兵糧部隊に加わった藩士大熊左源太が日記を残しており、そこから行程の詳細を知ることができ、部隊は藩士や運搬の農民ら約650人からな



感文帖(個人蔵・郷土博物館保管)

り、7月24日に忍を出発し一旦江戸へ向かった後、日光街道を北上しました。小山から下妻、筑波山を経て水戸街道に入り、途中戦火で焼失した宿場を見ながら、9月5日に水戸に入りました。17日からは砲弾の飛び交う中で兵糧を運びましたが、近くに砲弾が着弾したため大熊は「死ヲ定メ縮心致シ」と記しています。

10月23日に天狗党の乱のうち1千100人余が那珂湊で降伏し、残りは武田耕雲斎を総大将として京都を目指しました。降伏した浪士たちは関東の各藩に預けられ、忍藩も120人を預かり忍城沼橋曲輪内の建物に幽閉しました。このうち浪士45人の著した漢詩などをまとめたものが「感文帖」という表題を付けられて伝わっています。

浪士たちが幽閉を解かれたのは、大政奉還後の慶応3年（1867）12月25日ですが、水戸藩も忍藩も同じ徳川家康の血筋を引く大名家であり、浪士たちに対して同情し慰問する忍藩士も多かったようです。

(郷土博物館 鈴木紀三雄)

## はじめまして



### 令和3年2月生まれのお子さんを募集します

- 12月1日(水)～28日(火)に電話またはEメールで広報広聴課(内線318) ※応募要領は市ホームページをご覧ください。
- 応募者多数の場合は、令和4年1月5日(水)午前11時から市役所307会議室で公開抽選を行います。



### 令和2年12月生まれのおともだち



**中川 新菜**ちゃん(音菜)  
令和2年12月13日生まれ  
父・亮太さん 母・里砂さん  
「産まれてきてくれてありがとう♡♡♡元気に育ってね♡♡」



**吉田 羽楽**ちゃん(香里山町)  
令和2年12月22日生まれ  
父・明史さん 母・郁美さん  
「笑顔あふれる毎日を♡」



**森田 謡**ちゃん(佐間)  
令和2年12月4日生まれ  
父・徹さん 母・静さん  
「みんなウーチャンが大好きだよ♡」



**田端 花衣**ちゃん(向町)  
令和2年12月22日生まれ  
父・正雄さん 母・舞さん  
「みんな花衣が大好きだよ♡」



**石田 叶愛**ちゃん(緑町)  
令和2年12月12日生まれ  
父・ニコルさん 母・麻希さん  
「愛ある人生を。夢叶う人生を。」



**加村 泰樹**ちゃん(榎田町)  
令和2年12月11日生まれ  
父・行則さん 母・利奈さん  
「毎日、笑顔に癒されてるよ♡健やかに大きく育ってね!」

### 今月の表紙

例年、冬から春にかけて火災が多く発生しています。冬は、乾燥・強風といった出火・延焼が起こりやすい条件が揃うため、火の取り扱いには十分に注意が必要です。火災は命の危険だけでなく、大切な財産を失う可能性もあります。一人一人が火災予防を徹底し、自分や大切な家族の命と財産を守りましょう。



現在の友だち登録数 26,600人!

行田市公式LINEの友だち登録はこちらから!

●市政・イベント・防災などに関する行政情報を発信します。



ホームページ <https://www.city.gyoda.lg.jp>



環境にやさしい植物油インキ

市報ぎょうだは再生紙を使用しています